

特定業種退職金共済制度の財政検証 (参考資料)

令和 2 年 7 月 13 日
厚生労働省雇用環境・均等局

目次

全体について

特定業種退職金共済制度の財政状況等の推移	2
独立行政法人勤労者退職金共済機構の基本ポートフォリオ	10
前回の財政検証におけるとりまとめ文書	11

建設業退職金共済制度について

財務問題・基本問題検討委員会の検討報告書	14
予定運用利回り別の累積剰余金の将来推計	15

林業退職金共済制度について

累積欠損金解消計画	17
林業退職金共済事業の安定的な運営に向けての要望	22
林業退職金共済制度の財政検証（令和30年度までの推計結果）	29

参考条文	30
------	----

建設業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛 金 日 額
昭和39年度	<u>6.00% (10月~)</u>	5.48%	0億円	0億円	<u>20円 (10月~)</u>
昭和40年度	6.00%	7.04%	0億円	0億円	20円
昭和41年度	6.00%	6.98%	0億円	0億円	20円
昭和42年度	6.00%	6.96%	0億円	0億円	20円
昭和43年度	6.00%	6.95%	0億円	0億円	20円
昭和44年度	6.00%	7.04%	0億円	0億円	20円
昭和45年度	6.00%	7.04%	1億円	1億円	<u>60円 (5月~)</u>
昭和46年度	6.00%	7.12%	3億円	4億円	60円
昭和47年度	6.00%	7.04%	3億円	7億円	60円
昭和48年度	6.00%	6.98%	6億円	13億円	60円
昭和49年度	6.00%	7.34%	6億円	19億円	60円
昭和50年度	<u>6.25% (12月~)</u>	7.58%	8億円	27億円	<u>120円 (10月~)</u>
昭和51年度	6.25%	7.82%	11億円	38億円	120円
昭和52年度	6.25%	7.69%	17億円	55億円	120円
昭和53年度	6.25%	7.33%	22億円	77億円	120円
昭和54年度	6.25%	7.10%	35億円	112億円	120円
昭和55年度	6.25%	7.33%	△ 46億円	66億円	<u>180円 (12月~)</u>
昭和56年度	6.25%	7.39%	26億円	92億円	180円
昭和57年度	6.25%	7.38%	28億円	120億円	180円
昭和58年度	6.25%	7.42%	30億円	150億円	180円

建設業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛 金 日 額
昭和59年度	6.25%	7.44%	39億円	190億円	180円
昭和60年度	6.25%	7.20%	43億円	233億円	180円
昭和61年度	<u>6.60% (12月~)</u>	7.06%	△ 57億円	175億円	180円
昭和62年度	6.60%	6.57%	16億円	192億円	<u>200円 (7月~)</u>
昭和63年度	6.60%	6.17%	5億円	197億円	200円
平成1年度	6.60%	5.87%	0億円	197億円	200円
平成2年度	6.60%	6.02%	13億円	210億円	200円
平成3年度	6.60%	6.02%	16億円	226億円	<u>260円 (7月~)</u>
平成4年度	6.60%	5.64%	6億円	233億円	260円
平成5年度	6.60%	5.56%	△ 4億円	229億円	260円
平成6年度	6.60%	5.06%	△ 30億円	199億円	260円
平成7年度	6.60%	4.80%	△ 44億円	155億円	260円
平成8年度	6.60%	4.06%	△ 100億円	55億円	260円
平成9年度	<u>4.50% (1月~)</u>	3.77%	69億円	123億円	260円
平成10年度	4.50%	3.35%	96億円	219億円	<u>300円 (1月~)</u>
平成11年度	4.50%	3.22%	68億円	288億円	300円
平成12年度	4.50%	2.54%	30億円	317億円	300円
平成13年度	4.50%	1.98%	△ 10億円	308億円	300円
平成14年度	4.50%	1.68%	△ 32億円	275億円	300円
平成15年度 前 期	4.50%	1.36%	△ 31億円	244億円	300円

建設業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛 金 日 額
平成15年度 後 期	<u>2.70% (10月~)</u>	3.05% 3.87%	107億円 10億円	304億円 130億円	<u>310円 (10月~)</u>
平成16年度	2.70%	1.97% 2.00%	142億円 17億円	446億円 147億円	310円
平成17年度	2.70%	4.35% 5.22%	315億円 12億円	762億円 159億円	310円
平成18年度	2.70%	2.00% 1.92%	59億円 △ 1億円	821億円 158億円	310円
平成19年度	2.70%	△0.56% △0.73%	△ 114億円 △ 10億円	706億円 148億円	310円
平成20年度	2.70%	△2.33% △3.03%	△ 356億円 △ 18億円	351億円 130億円	310円
平成21年度	2.70%	4.08% 4.18%	179億円 6億円	530億円 136億円	310円
平成22年度	2.70%	0.76% 0.62%	△ 87億円 △ 5億円	443億円 131億円	310円
平成23年度	2.70%	1.77% 1.77%	17億円 △ 1億円	460億円 131億円	310円
平成24年度	2.70%	4.15% 4.48%	223億円 8億円	683億円 138億円	310円
平成25年度	2.70%	3.31% 3.49%	186億円 5億円	868億円 144億円	310円
平成26年度	2.70%	3.89% 4.43%	219億円 8億円	1087億円 152億円	310円
平成27年度	2.70%	1.14% 1.36%	△ 46億円 △ 2億円	1041億円 150億円	310円
平成28年度	<u>3.00% (4月~)</u>	1.46% 1.04%	△ 123億円 △ 7億円	918億円 143億円	310円
平成29年度	3.00%	2.09% 2.68%	18億円 3億円	937億円 146億円	310円
平成30年度	3.00%	0.86% 0.55%	△ 93億円 △ 5億円	844億円 141億円	310円
令和元年度	3.00%	△0.32% △0.63%	△ 214億円 △ 8億円	630億円 133億円	310円

(注) ・ 下線については予定運用利回りの改正を行ったもの。

- ・ 平成15年10月以降は、独立行政法人会計基準を適用。
- ・ 平成15年度後期以降は、上段が給付経理、下段が特別給付経理。

清酒製造業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛 金 日 額
昭和42年度	6.00% (10月～)	7.28%	0百万円	0億円	50円 (10月～)
昭和43年度	6.00%	7.20%	0百万円	0億円	50円
昭和44年度	6.00%	7.15%	0百万円	0億円	50円
昭和45年度	6.00%	7.15%	18百万円	0億円	50円
昭和46年度	6.00%	7.16%	6百万円	0億円	70円 (10月～)
昭和47年度	6.00%	7.08%	20百万円	0億円	70円
昭和48年度	6.00%	7.09%	6百万円	1億円	70円
昭和49年度	6.00%	7.37%	23百万円	1億円	70円
昭和50年度	6.25% (12月～)	7.65%	66百万円	2億円	70円
昭和51年度	6.25%	7.67%	116百万円	3億円	70円
昭和52年度	6.25%	7.67%	45百万円	4億円	150円 (12月～)
昭和53年度	6.25%	7.49%	136百万円	5億円	150円
昭和54年度	6.25%	7.36%	145百万円	6億円	150円
昭和55年度	6.25%	7.25%	△182百万円	5億円	200円 (12月～)
昭和56年度	6.25%	7.27%	81百万円	5億円	200円
昭和57年度	6.25%	7.27%	115百万円	7億円	200円
昭和58年度	6.25%	7.41%	123百万円	8億円	200円
昭和59年度	6.25%	7.37%	88百万円	9億円	200円
昭和60年度	6.25%	7.32%	50百万円	9億円	200円

清酒製造業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛 金 日 額
昭和 6 1 年度	6.60% (12月~)	6.92%	33百万円	9億円	200円
昭和 6 2 年度	6.60%	6.57%	28百万円	10億円	240円 (7月~)
昭和 6 3 年度	6.60%	6.20%	23百万円	10億円	240円
平成 1 年度	6.60%	6.02%	8百万円	10億円	240円
平成 2 年度	6.60%	6.02%	6百万円	10億円	240円
平成 3 年度	6.60%	5.80%	2百万円	10億円	300円 (7月~)
平成 4 年度	6.60%	5.57%	1百万円	10億円	300円
平成 5 年度	6.60%	5.49%	△ 5百万円	10億円	300円
平成 6 年度	6.60%	4.94%	△ 37百万円	10億円	300円
平成 7 年度	6.60%	4.63%	△ 56百万円	9億円	300円
平成 8 年度	6.60%	3.67%	△ 160百万円	8億円	300円
平成 9 年度	4.50% (7月~)	3.34%	△ 110百万円	6億円	300円
平成 1 0 年度	4.50%	2.97%	△ 128百万円	5億円	300円
平成 1 1 年度	4.50%	2.77%	△ 141百万円	4億円	300円
平成 1 2 年度	2.30% (7月~)	2.61%	△ 29百万円	3億円	300円
平成 1 3 年度	2.30%	2.35%	6百万円	4億円	300円
平成 1 4 年度	2.30%	2.14%	8百万円	4億円	300円
平成 1 5 年度 前 期	2.30%	1.86%	3百万円	4億円	300円
平成 1 5 年度 後 期	2.30%	1.80% 0.37%	76百万円 2百万円	6億円 2億円	300円

清酒製造業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛 金 日 額
平成16年度	2.30%	1.30% 0.36%	66百万円 4百万円	6億円 2億円	300円
平成17年度	2.30%	3.56% 0.40%	186百万円 △17百万円	8億円 2億円	300円
平成18年度	2.30%	1.66% 0.56%	44百万円 △5百万円	9億円 2億円	300円
平成19年度	2.30%	△0.14% 1.07%	△39百万円 △2百万円	8億円 2億円	300円
平成20年度	2.30%	△1.88% 1.13%	115百万円 △1百万円	9億円 2億円	300円
平成21年度	2.30%	3.15% 1.14%	419百万円 1百万円	14億円 2億円	300円
平成22年度	2.30%	0.62% 1.09%	1,022百万円 23百万円	24億円 2億円	300円
平成23年度	2.30%	1.52% 1.02%	△35百万円 △0百万円	23億円 2億円	300円
平成24年度	2.30%	3.55% 0.92%	69百万円 1百万円	24億円 2億円	300円
平成25年度	2.30%	2.80% 0.72%	32百万円 0百万円	24億円 2億円	300円
平成26年度	2.30%	3.09% 0.53%	59百万円 △0百万円	25億円 2億円	300円
平成27年度	2.30%	0.67% 0.37%	△62百万円 △1百万円	24億円 2億円	300円
平成28年度	2.30%	1.24% 0.23%	△31百万円 △1百万円	25億円 2億円	300円
平成29年度	2.30%	2.05% 0.15%	24百万円 1百万円	25億円 2億円	300円
平成30年度	2.30%	△0.60% 0.08%	162百万円 35百万円	26億円 2億円	300円
令和元年度	2.30%	△0.53% 0.06%	△93百万円 △1百万円	25億円 2億円	300円

- (注) ・下線については予定運用利回りの改正を行ったもの。
 ・平成15年10月以降は、独立行政法人会計基準を適用。
 ・平成15年度後期以降については、上段が給付経理、下段が特別給付経理。

林業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛 金 日 額
昭和 5 6 年度	6.25% (1月~)	7.14%	0 百万円	0 億円	150円 (1月~)
昭和 5 7 年度	6.25%	7.44%	5 百万円	0 億円	150円
昭和 5 8 年度	6.25%	7.58%	28 百万円	0 億円	150円
昭和 5 9 年度	6.25%	7.52%	31 百万円	1 億円	150円
昭和 6 0 年度	6.25%	7.44%	32 百万円	1 億円	150円
昭和 6 1 年度	6.25%	7.20%	19 百万円	1 億円	150円
昭和 6 2 年度	6.25%	6.55%	23 百万円	1 億円	180円 (7月~)
昭和 6 3 年度	6.25%	6.26%	23 百万円	2 億円	180円
平成 1 年度	6.25%	6.09%	22 百万円	2 億円	180円
平成 2 年度	6.25%	6.03%	21 百万円	2 億円	180円
平成 3 年度	6.25%	5.71%	20 百万円	2 億円	230円 (7月~)
平成 4 年度	6.25%	5.44%	11 百万円	2 億円	230円
平成 5 年度	6.25%	5.41%	△ 22 百万円	2 億円	230円
平成 6 年度	6.25%	4.94%	△ 91 百万円	1 億円	230円
平成 7 年度	6.25%	4.63%	△ 117 百万円	0 億円	300円 (7月~)
平成 8 年度	6.25%	3.54%	△ 312 百万円	△ 3 億円	300円
平成 9 年度	3.70% (7月~)	3.25%	△ 825 百万円	△ 11 億円	300円
平成 10 年度	3.70%	2.90%	△ 350 百万円	△ 15 億円	300円
平成 11 年度	3.70%	2.91%	△ 413 百万円	△ 19 億円	300円
平成 12 年度	2.10% (7月~)	2.45%	△ 352 百万円	△ 22 億円	300円
平成 13 年度	2.10%	2.30%	△ 81 百万円	△ 23 億円	450円 (9月~)
平成 14 年度	2.10%	1.89%	△ 66 百万円	△ 24 億円	450円

林業退職金共済事業における予定運用利回り、平均運用利回り
及び収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)	掛 金 日 額
平成15年度 前 期	2.10%	1.68%	9百万円	△ 24億円	450円
平成15年度 後 期	<u>0.70% (10月~)</u>	1.98%	367百万円	△ 18億円	<u>460円 (10月~)</u>
平成16年度	0.70%	1.27%	121百万円	△ 16億円	460円
平成17年度	0.70%	2.07%	214百万円	△ 14億円	460円
平成18年度	0.70%	1.51%	40百万円	△ 14億円	460円
平成19年度	0.70%	0.97%	39百万円	△ 14億円	460円
平成20年度	0.70%	△0.12%	△138百万円	△ 15億円	460円
平成21年度	0.70%	2.21%	95百万円	△ 14億円	460円
平成22年度	0.70%	1.02%	△ 9百万円	△ 14億円	460円
平成23年度	0.70%	1.95%	105百万円	△ 13億円	460円
平成24年度	0.70%	2.90%	208百万円	△ 11億円	460円
平成25年度	0.70%	1.69%	93百万円	△ 10億円	460円
平成26年度	0.70%	2.69%	207百万円	△ 8億円	460円
平成27年度	<u>0.50% (10月~)</u>	2.23%	△115百万円	△ 9億円	<u>470円 (10月~)</u>
平成28年度	0.50%	2.10%	135百万円	△ 8億円	470円
平成29年度	0.50%	2.04%	204百万円	△ 6億円	470円
平成30年度	0.50%	0.71%	△41百万円	△ 6億円	470円
令和元年度	0.50%	△0.25%	△91百万円	△ 7億円	470円

(注)・下線については予定運用利回りの改正・掛金日額の変更を行ったもの。

・平成15年10月以降は、独立行政法人会計基準を適用。

**独立行政法人勤労者退職金共済機構
基本ポートフォリオ一覧**

事業本部	資産	国内債券		国内株式	外国債券	外国株式
		自家運用	委託運用			
		建退共 (給付経理)	構成比			
		66.9%	22.6%			
	乖離 許容幅	±7.0%		±2.2%	±1.3%	±1.3%
清退共 (給付経理)	構成比	90.1%		3.5%	4.8%	1.6%
		80.5%	9.6%			
	乖離 許容幅	-		-	-	-
林退共 (給付経理)	構成比	82.3%		6.2%	8.6%	2.9%
		65.0%	17.3%			
	乖離 許容幅	-		-	-	-
中退共 (給付経理)	構成比	79.6%		7.2%	9.9%	3.3%
		59.6%	20.0%			
	乖離 許容幅	±3.0%		±2.0%	±1.0%	±1.0%

※清退共・林退共(給付経理)の基本ポートフォリオは、合同して運用することができることを前提とするため、乖離許容幅を定めていない。
 ※平成29年2月1日付で改定した基本ポートフォリオ(中退共・清退共・林退共)の外国債券については、為替ヘッジを行っている。

平成 26 年 12 月 3 日

特定業種退職金共済制度における
退職金額に係る予定運用利回りの見直し等について

労働政策審議会勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 85 条において検討することとされている、建設業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度の退職金額に係る予定運用利回りの見直しについて、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会（以下「部会」という。）において検討を行った結果は、下記のとおりである。

記

1. 建設業退職金共済制度

- (1) 建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の累積剰余金は、前回の財政検証時（平成 21 年）の水準（約 351 億円）と比較して約 868 億円まで大きく増加しており、今後も増加することが見込まれている。
- (2) 前回の財政検証の際の議論も踏まえ、累積剰余金について、悲観シナリオにおいても安定的な運営に必要な水準を確実に確保した上で、従業員に還元されるよう、予定運用利回りを現行の 2.7%から 3.0%に引き上げることが適当である。
※ 退職金算出の複雑化、事務負担の増加等を勘案し、前回の利回り引下げを行った平成 15 年 10 月以降の期間に対しても、施行日以降の退職者については新しい利回りの適用対象として引き上げることが適当。
- (3) また、建設業の技能労働者の確保が課題となる中で短期離職者対策の強化が求められており、建退共における掛金の平均納付月数や財政状況等を考慮すると、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」に即して、建退共における退職金の不支給期間を、現行の 24 月未満から 12 月未満に短縮するための中小企業退職金共済法の改正を行うことが適当である。

- (4) なお、これらの改正に当たっては、予定運用利回りの引上げに不支給期間の短縮分も含めることが適当であり、その実施は不支給期間短縮に係る中小企業退職金共済法の改正を踏まえて、平成 28 年 4 月を目途に併せて行うことが適当である。

2. 清酒製造業退職金共済制度

- (1) 清酒製造業退職金共済制度の累積剰余金は、前回の財政検証時の水準（約 9 億円）と比較して約 24 億円に増加している。
他方、脱退者数が新規加入者数を上回る状況が続いているため、平成 30 年度において責任準備金は減少し、また累積剰余金も減少する見込みである。
- (2) 以上の点を踏まえ、制度の当面の運営に支障は生じないと考えられることから、予定運用利回り（現行 2.3%）の見直し（退職金の不支給期間の短縮を含む。）は行わないことが適当である。
- (3) なお、制度の規模が小さく、かつ今後も縮減していくと見込まれる中で、次回の財政検証に向けて、就労状況等も踏まえつつ、制度の中長期的なあり方について検討を行う必要がある。

3. 林業退職金共済制度

- (1) 林業退職金共済制度（以下「林退共」という。）の累積欠損金は、前回の財政検証時の水準（約 14 億円）と比較して約 10 億円まで改善したが、今後制度の規模が縮小し、累積欠損金も増加することが見込まれている。
- (2) 林退共においては、累積欠損金解消計画（平成 17 年 10 月 1 日 独立行政法人勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部）に則り、平成 34 年度末までに累積欠損金を解消することとされており、厳しい財政状況の中で以下の改善策を講じることにより、その履行を確保し、もって制度の安定的運営を図ることが適当である。
- ① 予定運用利回りを現行の 0.7%から 0.5%に引き下げること。その際、現行の退職金の給付水準を確保するため、掛金日額を 10 円引き上げて 470 円とすること。

※ 掛金日額の引上げを行うには、独立行政法人勤労者退職金共済機構の理事長が、運営委員会の議を経た上で掛金日額を定めている特定業種退職金共済規程を変更し、当該変更について厚生労働大臣の認可を受ける必要がある。

② 独立行政法人勤労者退職金共済機構の林退共本部における経費及び支部への業務委託費について、それぞれ当分の間、毎年度 500 万円程度削減すること。

③ 運用収入の増加を図るため、資産運用方法の見直しを行い、委託運用の部分について一般の中小企業退職金共済制度との合同運用を行うことができるよう中小企業退職金共済法の改正を行うこと。

④ 新規加入者数が退職者数を上回る状況になるよう、事業者の努力と関係者の連携の下に、林退共の加入促進に積極的に取り組むこと。

(3) 予定運用利回りの引下げは、林退共の安定的な運営を図るため速やかに行う必要があることから、平成 27 年 10 月を目途に実施することが適当である。

(4) なお、林退共について、今般の改善策の実施状況とともに累積欠損金の解消に向けた進捗状況を本部会においても定期的に把握し、計画通りに進捗していない場合は、次回の財政検証において、制度のあり方も含め再度検討する必要がある。

以 上

財務問題・基本問題検討委員会の検討報告書

令和2年6月30日

- 1 当委員会は、令和元年11月20日、次の内容の取りまとめを行った。
 - ① 掛金日額は、310円から320円に改定することが適当である。実施時期は、令和3年10月1日とする。
 - ② 予定運用利回りは、3.0%から引下げることにし、その範囲は、1.6%以上1.8%以下とすることが適当である。この範囲で予定運用利回りを引き下げ、実施時期は、令和3年10月1日とするよう、厚生労働省に対し要望することとする。
- 2 新型コロナウイルス問題の発生に伴う諸情勢の変化を受けて、当委員会では、建退共制度に係る財務状況に関する問題点の整理、検討を行ったうえ、制度の安定的な運営、退職金の水準及び共済契約者の掛金負担能力の視点から、退職金額等の見直しについて、下記の結論を取りまとめた。

記

- 一 掛金日額は、310円から320円に改定することが適当である。
- 二 予定運用利回りは、3.0%から引下げることにする。その範囲は、建設労働者の処遇改善を図っていることや民間工事での建退共制度の普及と建退共制度の適正履行の実現に向けた具体的な取り組みを進める中で、財政状況の悪化を軽減しつつも、建退共制度の魅力を維持し、退職金の水準を確保する必要があることを考慮し、1.3%以上1.5%以下とすることが適当である。
- 三 一及び二の実施時期は、令和3年10月1日とする。
- 四 次の事項に留意して、今後の建退共制度を運営するものとする。
 - ① 建設労働者の処遇改善が図られるように建退共制度の見直しを進めること。
 - ② 建設キャリアアップシステムを活用しつつ、民間工事での建退共制度の普及と建退共制度の適正履行の実現に向けた具体的な取り組みを進めること。
 - ③ 累積剰余金の水準等に大幅な変動が生じた場合には、速やかな検討を開始すること。

(参考) 予定運用利回りに対応して必要な累積剰余金の水準は、914億円～952億円となる。

	令和2年3月末(実績)	令和3年9月末(見込)
累積剰余金	630億円	458億円

(建退共) 予定運用利回り別の累積剰余金の将来推計

1 昨年12月の財政検証(推計)

予定運用利回り	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度上半期	令和3年度下半期	令和4年度	令和5年度	令和5年度と令和3年度上半期との差
3.0%	844億円	759億円	656億円	600億円	543億円	429億円	310億円	▲290億円
2.9%	844億円	759億円	653億円	596億円	544億円	440億円	331億円	▲265億円
2.8%	844億円	759億円	653億円	596億円	549億円	455億円	356億円	▲240億円
2.7%	844億円	759億円	653億円	596億円	553億円	469億円	379億円	▲217億円
2.6%	844億円	759億円	653億円	596億円	556億円	478億円	393億円	▲203億円
2.5%	844億円	759億円	653億円	596億円	559億円	486億円	408億円	▲188億円
2.4%	844億円	759億円	653億円	596億円	562億円	495億円	423億円	▲173億円
2.3%	844億円	759億円	653億円	596億円	565億円	503億円	437億円	▲159億円
2.2%	844億円	759億円	653億円	596億円	568億円	514億円	455億円	▲141億円
2.1%	844億円	759億円	653億円	596億円	570億円	521億円	466億円	▲130億円
2.0%	844億円	759億円	653億円	596億円	573億円	529億円	481億円	▲115億円
1.9%	844億円	759億円	653億円	596億円	576億円	538億円	496億円	▲100億円
1.8%	844億円	759億円	653億円	596億円	579億円	548億円	511億円	▲85億円
1.7%	844億円	759億円	653億円	596億円	582億円	556億円	525億円	▲71億円
1.6%	844億円	759億円	653億円	596億円	585億円	565億円	541億円	▲55億円
1.5%	844億円	759億円	653億円	596億円	588億円	575億円	557億円	▲39億円
1.4%	844億円	759億円	653億円	596億円	590億円	581億円	568億円	▲28億円
1.3%	844億円	759億円	653億円	596億円	593億円	591億円	584億円	▲12億円
1.2%	844億円	759億円	653億円	596億円	597億円	601億円	601億円	5億円
1.1%	844億円	759億円	653億円	596億円	600億円	609億円	615億円	19億円

(※) 現行の予定運用利回り(3.0%)以外の将来推計については、令和3年10月に予定運用利回りの引下げ及び掛金日額の引上げ(310円から320円)を実施。

(建退共) 予定運用利回り別の累積剰余金の将来推計

2 令和元事業年度決算を踏まえた財政検証（推計）

予定運用利回り	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 上半期	令和3年度 下半期	令和4年度	令和5年度	令和5年度と 令和3年度上 半期との差
3.0%	844億円	630億円	519億円	458億円	397億円	276億円	147億円	▲ 311億円
2.9%	844億円	630億円	515億円	455億円	400億円	291億円	175億円	▲ 280億円
2.8%	844億円	630億円	515億円	455億円	405億円	306億円	200億円	▲ 255億円
2.7%	844億円	630億円	515億円	455億円	410億円	320億円	224億円	▲ 232億円
2.6%	844億円	630億円	515億円	455億円	412億円	328億円	238億円	▲ 217億円
2.5%	844億円	630億円	515億円	455億円	415億円	337億円	253億円	▲ 203億円
2.4%	844億円	630億円	515億円	455億円	418億円	346億円	267億円	▲ 188億円
2.3%	844億円	630億円	515億円	455億円	421億円	354億円	282億円	▲ 174億円
2.2%	844億円	630億円	515億円	455億円	424億円	364億円	299億円	▲ 156億円
2.1%	844億円	630億円	515億円	455億円	427億円	371億円	311億円	▲ 144億円
2.0%	844億円	630億円	515億円	455億円	429億円	380億円	326億円	▲ 129億円
1.9%	844億円	630億円	515億円	455億円	432億円	389億円	341億円	▲ 115億円
1.8%	844億円	630億円	515億円	455億円	436億円	398億円	357億円	▲ 99億円
1.7%	844億円	630億円	515億円	455億円	438億円	407億円	370億円	▲ 85億円
1.6%	844億円	630億円	515億円	455億円	441億円	416億円	387億円	▲ 69億円
1.5%	844億円	630億円	515億円	455億円	445億円	426億円	402億円	▲ 53億円
1.4%	844億円	630億円	515億円	455億円	447億円	432億円	414億円	▲ 42億円
1.3%	844億円	630億円	515億円	455億円	450億円	442億円	430億円	▲ 26億円
1.2%	844億円	630億円	515億円	455億円	453億円	452億円	447億円	▲ 9億円
1.1%	844億円	630億円	515億円	455億円	456億円	460億円	461億円	5億円

(※) 現行の予定運用利回り（3.0%）以外の将来推計については、令和3年10月に予定運用利回りの引下げ及び掛金日額の引上げ（310円から320円）を実施。

平成 17 年 10 月 1 日

累積欠損金解消計画

独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部

1 計画の基本的考え方

(1) 累積欠損金発生経緯

林業退職金共済事業（以下「林退共」という。）において累積欠損金は平成 8 年度末に 307 百万円を計上した後、市場金利の低下に伴って増加傾向で推移し、独立行政法人となった平成 15 年 10 月時点で 2,137 百万円となった。これは、予定運用利回り（中小企業退職金共済法第 43 条第 5 項に基づく退職金額の算定基礎となる率）が市場金利や平均運用利回りを上回る水準に定められていたためであるが、平成 15 年 10 月に予定運用利回りが 2.1%から 0.7%に引き下げられ、その後、市場環境の好転を背景に 15 事業年度 366 百万円、16 事業年度 120 百万円の当期利益金を確保し、平成 16 年度末では累積欠損金が 1,650 百万円に縮小した。

(2) 計画の性格

累積欠損金をできる限り早期に解消し財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要課題である。かかる考え方のもとに現行の中期目標・計画（平成 15 年 10 月～20 年 3 月）も策定されているが、平成 16 年 12 月 10 日、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会より累積欠損金の解消に向け明確な目標の下で削減に努めることが重要との意見が提出された。また、平成 17 年 3 月 17 日、厚生労働省労働基準局長から機構に対して「中小企業退職金共済制度の運営改善について」の通知が出された。このため、本計画を策定し、累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を明らかにするとともに、具体的な対策の基本となる考え方を示すこととするものである。

なお、本計画については、経済情勢の変化や目標達成の進捗状況等を踏まえ中期計画策定時等において必要な見直しを行う。

(3) 計画の前提

① 予定運用利回り

年 0.7%

② 責任準備金推計値

別表のとおり。

なお、責任準備金推計に当たって必要となる掛金収入、退職給付金等は、近年の加入者数の動向等を勘案し、直近3か年のデータにより推計した。

③ 計画の始期

平成17年度を初年度とする。

2 計画の課題

(1) 累積欠損金の解消年限

解消年限の分析結果によれば、平成30年度末で概ね50%の確率で解消できることとなっているが、達成可能な目標として設定するにはより確実性を担保する必要がある、このため一定期間解消年限を延長することが適当である。

また、単年度の収支はその時点の運用環境の動向に左右されることから、解消目標額は単年度ごとではなく、一定の期間内に設定すべきであること、機構はその運営に当たり中期目標の下に策定された中期計画の履行状況を評価されることに鑑み、累積欠損金の計画的解消の目標年限は中期計画期間を念頭に定めることが望ましい。

以上のことから、現行中期計画を踏まえ次期以降の中期計画期間を5年と想定して、累積欠損金の解消年限は平成17年度を始期として、第4期中期計画終了時の34年度末までの18年間とする。

(2) 中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額

平成16年度末の累積欠損金1,650百万円を18年間で解消する場合、各期間均等に解消していくこととすれば年間約92百万円となる。

したがって、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額は92百万円とし、中期計画1期間（5年間）当たりの解消目標額は460百万円とする。

(3) 達成すべき運用利回り（目安）

達成すべき運用利回り（目安）は、予定運用利回り 0.7%に加えて、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額に相当する収益が必要となることから、1.33%とする。

3 累積欠損金の解消を図るための措置

(1) 収益改善に係る方策

① 健全な資産運用

資産運用の基本方針に定めた基本原則・運用目的に基づき、予定運用利回りを前提に中期的に林退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目指し、最適な資産配分である基本ポートフォリオの選定及び維持管理に努め、安全にして効率的な資産運用を実施する。

また、資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。

② 積極的な加入促進

関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、費用対効果を考慮しつつ以下を中心に加入促進対策を効果的・機動的に実施する。

イ 広報資料等による周知広報活動

- ・ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット等の広報資料を配布するとともに、ホームページを活用して共済制度の周知広報を実施する。
- ・ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ共済制度に関する記事の掲載を依頼する。

ロ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

- ・ 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度の周知広報を依頼する。

ハ 個別事業主に対する加入勧奨等

- ・ 機構が委嘱した普及推進員による相談業務等を通じて個別事業主に対する加入勧奨を行う。

- ・ 林業に係る関係事業主団体の協力を得て、未加入事業主名簿を整備し、加入勧奨を行う。

ニ 集中的な加入促進対策の実施

- ・ 厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開するとともに、共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する表彰を行う。
- ・ 林業関係団体との連携強化を図り、本制度の周知徹底により、加入促進と履行の確保の実施。特に、各団体ごとの未加入事業主リストを提示し、団体として加入促進に取り組むよう要請を行う。

ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施

- ・ 独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。
- ・ 「緑の雇用」の実施にあたり、林退共制度への加入について事業者に指導するよう関係機関に要請を行う。

(2) 経費節減の方策

可能な限り契約方式を一般競争入札に変更するとともに、退職金共済事業の各業務の見直しを行い、事務の効率化に伴って全体の経費節減を図ることによって給付経理から業務経理への繰入額を節減し、累積欠損金の解消に充てる。

別表

(単位：百万円)

年度	責任準備金
17	15,330
18	14,604
19	13,903
20	13,230
21	12,589
22	11,983
23	11,415
24	10,887
25	10,411
26	9,962
27	9,570
28	9,228
29	8,941
30	8,708

厚生労働省 雇用環境・均等局長

藤澤 勝博 殿

林業退職金共済事業の安定的な
運営に向けての要望

令和元年9月19日

一般社団法人 日本林業協会

会長 前田直登

林業退職金共済事業(以下「林退共」という。)は、林業労働力を確保するため、労働条件の改善、福祉制度の整備が急務であるとの認識の下、林業界の熱意と関係機関の協力を基に、昭和57年に創設された退職金制度であり、林業に従事する労働者の確保と、その退職後の生活の安定に重要な役割を果たしています。

また、わが国は、本格的な主伐期を迎えるとともに、森林整備等に関連する法制度も整備されたところであり、林業労働者確保等に資する林退共を持続可能な制度として維持し、安定的な運営を図ることは林業界にとって重要な課題です。

こうした中、当協会では、「林退共の安定的運営に向けた今後の対応について」をとりまとめたところです。

上記とりまとめにおいては、林退共を持続的な制度として維持し、安定的な運営を図るためには、できるだけ早期に累積欠損金の解消を図ることが必要であることから、予定運用利回りの引下げ等をやむを得ないこととするとともに、新規加入者数が退職者数を上回る水準で安定的に推移するよう、林業関係者をあげて加入促進に努めるべきことなどを明記しており、林業界としても危機感を持って取り組む所存です。

併せて、林退共が持続可能な制度として安定的運営が図られるよう、下記の事項を要望します。

記

- 一 予定運用利回りの引下げ、業務費用の縮減、資産運用等の対策を総合的に講じて財務の健全化等を図り、できるだけ早期に累積欠損金の解消を図ること

また、累積欠損金解消後は、安定的な制度運営に必要な剰余金の積立に努めること

なお、掛金日額については、既に他の業種と比較して高水準であることや、前回引上げから期間が経過していないことに加え、木材価格の低迷など林業の経営環境が厳しいことなどから今回は据え置くべきであること

- 一 林退共の加入促進に向けて、林業業界としても、引き続き林業労働力の確保に努めるとともに、林業事業体の林退共制度への加入促進を継続して実施する所存であるが、国においても林退共制度への加入促進活動にあたり、林業事業体へのインセンティブ措置について、一層のご協力を頂きたいこと

以上

林退共の安定的運営に向けた今後の対応について

令和元年 6 月 19 日

(一社) 日本林業協会 林業労働力対策部会

(林業退職金共済事業の安定的な運営に向けた検討委員会)

1 林退共についての基本的認識

(1) 基本的認識

林業退職金共済事業(以下「林退共」という。)は、林業労働力を確保するため、労働条件の改善、福祉制度の整備が急務であるとの認識の下、林業界の熱意と関係機関の協力を基に、昭和57年に創設された退職金制度であり、林業に従事する労働者の確保と、その退職後の生活の安定に重要な役割を果たしている。

現在、わが国は本格的な主伐期を迎えるとともに、森林整備等に関連する法制度も整備されたところであり、今後、再造林及び保育の作業量が増加することが見込まれている。

こうした中、林業労働者確保等に資する林退共を持続可能な制度として維持し、安定的な運営を図ることが、林業界にとって重要な課題となっている。

(2) 累積欠損金解消に向けた取組の経過

林退共において累積欠損金は平成8年度末に307百万円を計上した後、市場金利の低下に伴って増加傾向で推移し、独立行政法人となった平成15年10月時点で2,137百万円となった。これは、予定運用利回りが市場金利や平均運用利回りを上回る水準に定められていたためである。このため、独立行政法人勤労者退職金共済機構は、平成17年度に「累積欠損金解消計画」(以下「累損解消計画」という。)を策定し、令和4年度末までの累積欠損金の解消を目指して取り組んできた。

この間、事業仕分けに伴う運営費交付金廃止や低金利政策による国債金利の低迷など、累損解消計画の前提条件が大きく変化する中、平成16年度末時点での累積欠損金▲1,650百万円は、平成30年度末時点で▲613百万円まで減少したが、累積欠損金解消計画の目標額▲361百万円までは到達できなかった。

また、平成30事業年度決算を踏まえた厚生労働省の将来推計(以下「将来推計」という。)によると、現行のままでは、令和4年度までに、累積欠損金の解消を図ることは厳しい見通しとなっている。

このような累積欠損金を抱えた財政状況が続いた場合、持続的な制度としての運営が困難となるおそれがある。

2 林退共をめぐる現状と課題

(1) 財政運営における現状と課題

① 掛金収入と退職金給付

林退共では、脱退者が新規加入者を上回る傾向が続いていたが、近年、そのギャップは縮小し、掛金収入額と退職金給付額もほぼ均衡状態となり、平成20年度以降、運用資産の減少に歯止めがかかっている。

一方で林業を取り巻く状況については、木材価格の低迷など依然として厳しい状況が続いている。また、人手不足も深刻であるが、その要因の一つとして、林業の現場人材が十分に定着しないことがあげられる。

林退共の累積欠損金を解消し、事業の安定化を図るためには、新規加入者を増やすとともに、職場定着を進めて脱退者を抑制し、安定した掛金収入を確保することにより、運用資産を目減りさせないことが重要である。

② 運用収入の確保

林退共は、前回の財政検証結果を踏まえ、累積欠損金解消に向けた4つの取組(予定運用利回り引下げ(0.7%から0.5%)・掛金引上げ(460円から470円)、資産運用の見直し、支出削減、加入促進)の一環として、林退共の金銭信託部分については、平成28年度より、一般の中小企業退職金共済制度と合同運用を行っているところである。その結果、運用手数料の削減、運用収入の増加等が図られており、一定の成果があがっている。

引き続き、退職金給付に必要な資金を確保した上で、運用資産額に占める金銭信託の割合を増加させることの適否をリスク面も含めて十分検討し、適切に対応する必要がある。

③ 業務費用の縮減

林退共本部の人件費、一般管理費及び事業関係費並びに支部への業務委託費等の業務費用は、給付経理からの繰入で賄われている。

平成26年度の財政検証結果を踏まえ、本部及び支部の経費をそれぞれ毎年度500万円ずつ削減したところである。

業務費用の縮減により、着実に累積欠損金削減を図ることができるため、累積欠損金が解消されるまでの間、業務の遂行に支障が出ないように配慮した上で、さらなる縮減に努めることが重要である。

(2) 新規加入の現状と課題

新規加入者の確保により、安定した掛金収入を得ることは、安定した事業運営に不可欠であるが、林退共では、平成6年度以降、脱退者が新規加入者を上回る傾向が続いており、機構の第3期中期計画(平成25～29年度)における新規加入者数は9,322人と、目標数(年間2,100人、中期計画期間計10,500人)を大幅に下回った。また、第4期中期計画(平成30～令和4年度)においては、新規加入者の目標数を引き下げ、年間1,900人としたところであるが、初年度の実績は1,735人とどまった

林業の新規就業者は年間3千人を上回る水準で安定的に推移しているにもかかわらず、林退共の新規加入者が減少している背景には、常用化の進展が影響しているものと考えられる。

一方で、季節性のある作業が完全になくならない限り、期間雇用者の需要は一定量、存続するものと考えられ、今後、再造林が活発化し、下草刈りや保育を担う期間労働者への需要増が見込まれる中、実効性のある加入促進策を検討・実施することが課題である。

3 今後の対策

(1) 基本的な考え方

累損解消計画に基づき、これまで機構は着実に累積欠損金の削減を図ってきたが、将来推計によると、金銭信託割合の増加や経費削減策を実施しても、目標とする令和4年度末までの累積欠損金の解消は、実現困難であることが明らかになった。

については、できるだけ早期に累積欠損金の解消を図るため、以下の(2)及び(3)の対策を総合的に講じる必要がある。

(2) 財政の安定化に向けた対策

① 予定運用利回りの引下げ

林退共を持続可能な制度とするためには、退職金給付の算定基礎になっている予定運用利回りを引き下げ、早期に累積欠損金の解消を図るとともに、累積欠損金解消後は、安定的な制度運営に必要な剰余金の積立に努めるべきである。

なお、掛金日額については、

- a 掛金日額の水準が特定業種退職金共済事業の中で最も高いこと
- b 前回の財政検証時に掛金日額の引上げを実施したこと
- c 林業の経営環境が厳しいこと

などから今回は据え置くべきである。

② 業務費用(本部・支部)の縮減

機構は、経費削減は着実に累積欠損金の解消につながる手段であることから、業務遂行に支障が出ないように留意した上で、当分の間、縮減に努めるべきである。

③ 資産運用の見直し

機構は、適切なリスク管理の下で、運用収入の増加を図るため、資産運用委員会において専門家の意見を踏まえた上で、運用資産に占める金銭信託割合の増加の適否等について検討するべきである。

(3) 加入促進に向けた対策

制度を安定的に運営していくためには、新規加入者数が退職者数を上回るよう、林業関係者が一致協力して加入促進に努めるべきである。

林業退職金共済制度の財政検証（令和30年度までの推計結果）

【推計】 予定運用利回り 0.1%（対策①～③を実施した場合）

（単位：百万円）

林退共（0.1%・対策後）	令和元年度	2年度	3年度 上半期	3年度 下半期	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
収益（掛金等収入等）	1,641	1,751	861	861	1,719	1,715	1,714	1,709	1,707	1,708
費用（退職金等給付金等）	1,731	1,747	947	839	1,679	1,680	1,680	1,680	1,680	1,681
当期利益金	▲91	4	▲85	22	39	36	33	29	26	27
責任準備金	15,740	16,014	16,154	16,256	16,473	16,697	16,928	17,163	17,400	17,641
運用利回り	-0.25%	0.86%	-	0.80%	0.75%	0.72%	0.70%	0.66%	0.63%	0.63%
累積剰余金	▲704	▲700	▲785	▲762	▲723	▲688	▲654	▲625	▲599	▲572
責任準備金に対する累積剰余金割合	-4.47%	-4.37%	-4.86%	-4.69%	-4.39%	-4.12%	-3.86%	-3.64%	-3.44%	-3.24%
期末運用資産額	15,067	15,325	-	15,503	15,760	16,020	16,284	16,547	16,811	17,078

林退共（0.1%・対策後）	令和10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
収益（掛金等収入等）	1,708	1,703	1,698	1,699	1,701	1,702	1,704	1,705	1,707	1,708
費用（退職金等給付金等）	1,681	1,681	1,681	1,682	1,682	1,682	1,682	1,683	1,683	1,683
当期利益金	27	22	16	18	19	20	21	23	24	25
責任準備金	17,883	18,126	18,369	18,612	18,855	19,099	19,342	19,586	19,831	20,075
運用利回り	0.62%	0.58%	0.54%	0.54%	0.54%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%
累積剰余金	▲545	▲523	▲507	▲489	▲471	▲450	▲429	▲406	▲383	▲357
責任準備金に対する累積剰余金割合	-3.05%	-2.89%	-2.76%	-2.63%	-2.50%	-2.36%	-2.22%	-2.08%	-1.93%	-1.78%
期末運用資産額	17,348	17,612	17,871	18,131	18,394	18,657	18,922	19,189	19,457	19,727

林退共（0.1%・対策後）	令和20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収益（掛金等収入等）	1,710	1,711	1,713	1,715	1,716	1,718	1,719	1,721	1,723	1,724	1,728
費用（退職金等給付金等）	1,683	1,684	1,684	1,684	1,684	1,684	1,685	1,685	1,685	1,685	1,686
当期利益金	27	28	29	31	32	33	35	36	37	39	42
責任準備金	20,320	20,565	20,810	21,056	21,302	21,548	21,794	22,040	22,287	22,534	22,781
運用利回り	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.56%
累積剰余金	▲331	▲303	▲274	▲243	▲211	▲178	▲143	▲107	▲69	▲31	12
責任準備金に対する累積剰余金割合	-1.63%	-1.47%	-1.31%	-1.15%	-0.99%	-0.82%	-0.66%	-0.48%	-0.31%	-0.14%	0.05%
期末運用資産額	19,998	20,271	20,546	20,822	21,100	21,379	21,660	21,943	22,227	22,513	22,802

【参照条文】

○ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）（抄）

（退職金）

第四十三条 （略）

2～4 （略）

- 5 退職金の額は、掛金の日額及び特定業種掛金納付月数に応じ、かつ、第十条第二項の退職金の額の算定の方法その他の事情を勘案して、特定業種ごとに、政令で定める。

（掛金）

第四十四条 掛金は、日を単位として定めるものとし、その額は、被共済者一人につき、三百円以上八百円以下の範囲において、特定業種退職金共済規程で定める。

2 掛金の日額には、十円未満の端数があつてはならない。

3 掛金の日額は、特定業種ごとに、単一の金額でなければならない。

4・5 （略）

（運営委員会の設置及び権限）

第六十七条 機構に、退職金共済業務のうち特定業種ごとに行われるもの（以下「特定業種退職金共済業務」という。）の円滑な運営を図るため、特定業種ごとに、運営委員会を置く。

- 2 特定業種退職金共済業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、当該特定業種に係る運営委員会の議を経なければならない。

一 特定業種退職金共済規程の変更

二 業務方法書の変更

三 通則法第三十条第一項に規定する中期計画

四 通則法第三十一条第一項に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）

- 3 運営委員会は、前項に規定するもののほか、当該特定業種に係る機構の退職金共済業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（資産運用委員会の設置及び権限）

第六十九条の二 機構に、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るため、資産運用委員会を置く。

- 2 第七十八条第一項に規定する基本方針の作成又は変更は、資産運用委員会の議を経なければならない。

- 3 資産運用委員会は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況を監視する。

- 4 資産運用委員会は、前二項に規定するもののほか、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(特定業種退職金共済規程)

第七十一条 機構は、特定業種退職金共済規程をもつて次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 運営委員会に関する事項
 - 二 特定業種退職金共済契約に係る掛金に関する事項
- 2 特定業種退職金共済規程の変更は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(区分経理)

第七十四条 機構は、次に掲げる業務ごとに（第二号に掲げる業務にあつては、それぞれの特定業種に係る業務ごとに）経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 一般の中小企業退職金共済業務（退職金共済業務のうち次号に掲げるものの以外のもをいう。）及びこれに附帯する業務
 - 二 特定業種退職金共済業務及びこれに附帯する業務
 - 三 第七十条第二項に規定する業務
- 2 機構は、第四十六条第一項又は第五十五条第一項若しくは第四項の規定により繰入れをする場合を除き、前項の規定により設けられている一の勘定から他の勘定への資金の融通を行つてはならない。

(余裕金の運用の特例)

第七十七条 (略)

2～4 (略)

- 5 機構は、厚生労働省令で定めるところにより、一般の中小企業退職金共済業務及び特定業種退職金共済業務に係る業務上の余裕金を合同して運用することができる。

(余裕金の運用に関する基本方針等)

第七十八条 機構は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2 前項の規定による基本方針は、この法律（これに基づく命令を含む。）その他の法令に反するものであつてはならない。

3 (略)

(掛金及び退職金等の額の検討)

第八十五条 掛金及び退職金等の額は、少なくとも五年ごとに、退職金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。

○ 中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号（抄）

(特定業種退職金共済契約による退職金の額)

第十二条 法第四十三条第一項から第四項までの規定により支給する退職金の額は、次の各号に掲げる特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二十三月以下 特定業種区分掛金納付月数（特定業種掛金月額（掛金の日額に前条の規定により特定業種ごとに厚生労働大臣が定める数を乗じて得た額をいう。次条及び第十五条において同じ。）を十円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数（この月数の算定については、前条の例による。）をいう。以下同じ。）に応じ別表第一の下欄に定める金額の百分の一の金額を合算して得た額（法第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十円に特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額）

二 二十四月以上四十二月以下 十円に特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額

三 四十三月以上 特定業種区分掛金納付月数に応じ指定表の下欄に定める金額の百分の一の金額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）

2 前項第三号の指定表とは、別表第六から別表第八までのうちから特定業種退職金共済契約の被共済者（法第二条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が特定業種の指定をする際における当該特定業種にあつては、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となる者）が当該特定業種に属する事業に常態として従事する期間その他の事情を考慮して、特定業種の区分に応じ、厚生労働大臣が指定する表をいう。

○ 独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百五十二号）（抄）

（合同運用に係る業務上の余裕金の管理）

第十七条の二 機構は、法第七十七条第五項の規定により、退職金共済業務及び特定業種退職金共済業務に係る業務上の余裕金を合同して運用する場合にあっては、当該業務上の余裕金のうち、各業務に係る勘定より合同して運用することとした業務上の余裕金を時価により合理的に評価した額を、当該各業務に係る勘定に属する業務上の余裕金の額として管理するものとする。

（余裕金の運用の基本方針）

第十八条 法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 業務上の余裕金の運用の目標に関する事項
 - 二 業務上の余裕金の運用に係る資産の構成に関する事項
 - 三 信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）等（以下この条において「運用受託機関」という。）の選任に関する事項
 - 四 運用受託機関の業務（以下この項において「運用業務」という。）に関する報告の内容及び方法に関する事項
 - 五 運用受託機関の評価に関する事項
 - 六 運用業務に関し遵守すべき事項
 - 七 法第七十七条第五項に規定する運用の実施に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、運用業務に関し必要な事項
- 2 機構は、法第七十八条第三項の規定により運用受託機関に対して前項第二号、第四号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項のほか、運用手法に関する事項を記載した基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを交付しなければならない。